

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成27年12月17日（平成27年（行情）諮問第743号）

答申日：平成29年3月31日（平成28年度（行情）答申第830号）

事件名：「調査報告書 平成19年度（土木基準）」等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であり、異議申立人が開示すべきとする部分を不開示としたことは妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国土交通大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成26年1月27日付け国広情第272号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね次のとおりである。

##### （1）開示決定されたが開示されなかった文書について

処分庁は原処分にて「開示の実施に当たり、7,453枚分の開示実施手数料が必要である」との決定をした。しかし、開示が実施されたのは5,471枚であった。開示が実施されなかった1,982枚の文書について、開示することを求める。

##### （2）不開示を決定した部分について

処分庁が不開示とした部分について、下記の部分は開示されるべきである。

#### ア 印影について

情報公開・個人情報保護審査会は、平成25年12月24日に答申した「平成25年度（行情）答申第325号及び同第326号」において、印影を開示すべきと答申している。

本件で不開示とされた印影についても、審査会による最新の判断事

例と思われる当該答申に照らして「開示すべき」と判断されるものであるなら、その印影は開示されるべきである。

イ 委員に係る情報について

委員に係る情報のうち、謝金額に係る情報（謝金単価，謝金単価決定理由，支給総額，所得税額，現金支給額等）は国庫の支出に係る情報であるから、開示されるべきである。

ウ 外部説明資料・検討記録・国際規格審議資料について

「会議・研修資料のうち、外部団体及び外部講師の説明資料」，「鉄道システムに係る規格の国際標準化活動における検討経過，検討内容」及び「鉄道システムの国際規格の審議団体から送付された資料」について、処分庁は不開示としている。

しかし、下記に該当する情報は開示されるべきである。

- (ア) 鉄道の安全に係る情報など、「人の生命，健康，生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」
- (イ) 「鉄道事業や鉄道に係る産業等」などの重要事項について、国（処分庁）の行政の方針の意思決定等に影響を及ぼした情報、及び今後に影響を及ぼす可能性のある情報であって、「公共交通機関や、これに係る産業・まちづくり等に対する行政や政策の有り様」等に係る国民の意思形成のため、公にすることが必要であると認められる情報
- (ウ) ある時期は不開示とすべきであるとしても、時間の経過とともに不開示とすべきほどの理由が失われた情報
- (エ) 公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- (オ) 不開示とすべき最小限の部分を取り除いた残りの情報
- (カ) その他、開示すべき情報

エ 国際規格審議資料の著作権について

国際規格審議資料について、処分庁は著作権を理由に不開示としている。しかし、処分庁は原処分において、「国際規格審議資料に著作権があることの根拠」を示していない。

日本工業規格（以下「JIS規格」という。）について、著作権があると主張がある一方で、工業規格には著作権が認められないとする主張がある。「JIS規格に著作権があることを証する公文書等の根拠」は無いとされており、JIS規格には著作権が無い可能性がある。

「国際規格審議資料を送付した審議団体」が国際規格審議資料に著作権があると主張しているとしても、その主張は「国際規格審議資料に著作権があることの根拠」とは成り得ず、JIS規格と同様に、国際規格審議資料には著作権が無い可能性がある。

著作権があることの十分な根拠を処分庁が示さないのであれば、国際規格審議資料は開示されるべきである。

オ 監査資料について

「会議・研修資料のうち立入検査（監査）に係るもの」（以下「監査資料」という。）について、下記に該当する情報は開示されるべきである。

- (ア) 鉄道の安全に係る情報であって、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」
- (イ) 監査に係る不祥事の情報（不適切な監査により鉄道の安全に係る重要な事象を見逃していた事実や、不適切な監査行為により事故などを引き起こした事実などを記した情報）
- (ウ) ある時期は不開示とすべきであるとしても、時間の経過とともに不開示とすべきほどの理由が失われた情報
- (エ) 公にされ、又は公にすることが予定されている情報。処分庁のウェブサイトの「鉄軌道輸送の安全にかかわる情報の公表について」のページでは、保安監査で判明した事実などが公表されており、「処分庁が不開示とした部分」のうち「公表された情報が記載された部分」は、不開示とする理由が無いはずである。
- (オ) 不開示とすべき最小限の部分を取り除いた残りの情報
- (カ) その他、開示すべき情報

カ その他の情報について

上記のほか、「開示されるべき情報」は開示されるべきである。

(3) 原処分記載の7, 453枚の文書以外の文書について

下記の理由により、原処分記載の7, 453枚の文書の外に、処分庁が開示請求対象文書を保有している可能性があるため、これを開示することを求める。

ア 文書1ないし文書8に係る教示の拒否について

異議申立人は開示請求に先立ち、文書1ないし文書8について、平成25年10月21日付けの「行政文書開示請求に必要な情報の教示を求める文書」にて、文書の存否を含め開示請求に必要な情報の教示を求めたが、処分庁は教示をしなかった。これにより、異議申立人は「文書の特定」を十分に行えないまま開示請求をすることとなった。

「総務省行政管理局長による平成17年4月28日付けの総管第13号『行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の趣旨の徹底等について』」は、「開示請求をしようとする者に対し、必要な情報の提供を積極的に行うこと」の徹底を求めている。

異議申立人に対する教示を拒否する処分庁の行為は、法及び総管管第13号の趣旨に反する行為であり、実質的に「異議申立人の開示請求権を妨害する行為」である。

上記の経緯から、処分庁は、原処分記載の7,453枚の文書以外の文書を、異議申立人に対して文書隠ししている可能性が否定し得ない。

イ 本件における開示の実施の状況について

本件について、原処分記載の7,453枚の文書に対して開示が実施された文書は5,471枚である。その差の1,982枚の文書の開示が実施されていない事実について、その原因が意図的なものか事務のミスによるものかは置くとして、「本件において、文書の開示に係る手続について、非常に不適切な事務が行われている」ことは疑いの余地が無い。

上記の事情から、不適切な事務等により、原処分記載の7,453枚の文書以外の文書が存在する可能性が否定し得ない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

原処分では、本件請求文書のうち、本件対象文書を特定し、法5条に該当する部分を不開示とした。これに対し、異議申立人は、不開示部分の開示を求め、さらに本件対象文書以外にも存在する文書があるとしていることから、以下、文書の特定及び不開示情報該当性等について検討する。

(1) 本件開示決定から文書開示までの経緯について

諮問庁として、処分庁に対し、開示決定から文書開示までの経緯について確認したところ、処分庁は以下のとおり説明する。

ア 平成26年1月27日付け国広情第272号において、合計6,991枚分の文書の開示決定を行った。しかしながら、担当者における事務的なミスにより、同決定書の「基本額」欄において、合計7,453枚分の手数料が必要である旨の記載をし、異議申立人にそのままの状態で開催した。

イ その後、異議申立人より開示実施手数料の減額（免除）申請書及び実施申出書が提出され、平成26年3月7日付け国広情第308号により、「開示実施手数料の免除決定通知書」を通知した。この際、開示文書の枚数は、当初決定時の6,991枚から、再精査の結果6,975枚に変更とした。

ウ しかしながら、その後異議申立人に開示文書を送付する際、開示文書の数量にさらに、誤りが発見され、実際に送付した文書は、5,471枚となってしまった。この際、異議申立人に対しては、書面により謝罪を行い、開示文書以外に本件対象文書に該当する文書はない旨

の説明を行った。

以上の処分庁の説明によると、開示決定時、開示実施手数料の免除決定通知時及び開示の実施時において、合計3回にわたり、開示文書の数量を誤っていたことが確認できる。しかしながら、開示文書の数量が変更されたのは、事務的ミスであることは上記処分庁の説明からも明らかであり、開示した文書以外に処分庁で保有している文書が存在しているとの異議申立人の主張は認められない。

## (2) 印影について

事業者印及び代表者印の「印影」については、当該法人の事業活動等において取引の関係者のみに示されるものであり、これが公にされた場合には、法人の各種書類等の偽造に悪用されるおそれがあることから、法5条2号イに規定する当該法人の正当な利益が侵害されるおそれがあるものに該当するために不開示としたものである。

異議申立人は、審査会の最新の判断事例と思われる答申に照らして「開示すべき」と判断されるものであるなら、その印影は開示されるべきである旨主張する。当該答申は、印影が既に公にされていることが認められ、これを公にしても、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないと認められる場合は開示すべきと答申されている。

原処分において不開示とした印影については、公にされているものとは認められず、これを公にしても、当該法人の各種書類等の偽造に悪用されるおそれがないとは言えないことから、不開示を維持することが妥当である。

## (3) 委員に係る情報について

処分庁において、委員の謝金額については、各委員会等における謝金の支払いが生じた総額を国費の支出額として原則公開している。ただし、委員の謝金単価に係る情報及び謝金額については、他の情報と照合することにより、委員に対して支払われた額が明らかになるため、当該謝金額は個人に関する情報であって、個人の収入を示すものであることから、法5条1号後段に規定する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報」に該当し、かつ、これらは同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、当該情報が記録されている部分を不開示としているところである。

諮問庁において確認したところ、本件対象文書について不開示とした謝金額に関する情報は、公にされておらず、いずれも法5条1号後段の規定に該当するものであって、同号ただし書イないしハに該当しないものである。したがって、原処分において不開示とした部分は、不開示を

維持することが妥当である。

(4) 外部説明資料・検討記録・国際規格審議資料について

外部団体及び外部講師の説明資料については、公にしないとの条件で任意に提供されたものであり、これを公にすることにより、当該法人及び当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに該当するとして、不開示とした。

鉄道システムに係る規格の国際標準化活動における検討経過、検討内容については、これを公にした場合、我が国の国際標準化活動の戦略、戦術等が競合国等へ知られることとなり、他国及び国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあることから、法5条3号に該当するとして不開示とした。

鉄道システムの国際規格資料の審議団体から送付された資料については、国際標準化機構（ISO）、国際電気標準会議（IEC）が著作権を有していることから、当該審議団体は、我が国における審議においてのみ使用することができることとされている。これを公にすることは、他国及び国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するとして不開示とした。

また、異議申立人が開示すべきと主張する部分について、処分庁に確認の指示をしたところ、該当する情報はなかったとの報告を受けており、諮問庁としては、処分庁の当該説明は是認でき、原処分は妥当と考える。

(5) 監査資料について

監査資料については、職務上必要な関係者以外には知られていない非公表の情報であり、これを公にすることにより、立入検査（監査）の手法が鉄道事業者に知られることになり、国が鉄道事業者に対して立入検査（監査）において、正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、法5条6号イに該当するとして不開示とした。

また、異議申立人が開示すべきと主張する部分について、処分庁に確認の指示をしたところ、該当する情報はなかったとの報告を受けており、諮問庁としては、処分庁の当該説明は是認でき、原処分は妥当と考える。

(6) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、諮問庁の上記判断を左右するものではない。

以上のことから、本件対象文書を特定し、法5条1号、同条2号イ、同条3号及び同条6号イに該当する部分を不開示とした原処分は妥当と考える。

2 補充理由説明書

(1) 文書17及び文書18

文書17及び文書18のうち、外部団体及び外部講師の説明資料につ

いては、当該部分は、鉄道局が実施する研修において、研修講師として派遣された外部講師が作成した説明資料であり、当該団体及び講師のノウハウ情報であって、これを公にしないとの条件で任意に提供されたものである。

これを公にすると、研修講師のノウハウが安易に模倣され、今後、講師の信頼関係を失うことになり、ひいては講師の引受けがなくなるおそれがあることから、研修事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書きに該当するため、不開示維持が妥当である。

## (2) 文書16

はじめに、IECの位置付けについて説明する。

IECは、正式名称を国際電気標準会議(International Electrotechnical Commission)といい、電気・電子技術分野の国際標準・規格(以下「国際規格」という。)を作成し、その普及を図ることを目的として設立された、各国の代表的標準化機関から成る国際標準化機関である。会員として、1か国につき1機関のみが国内委員会として認められ、日本からは工業標準化法3条1項に基づき経済産業省に設置される審議会である日本工業標準調査会(Japanese Industrial Standards Committee: JISC)が加盟している。

IECの主な活動は、電気・電子技術及び関連技術分野の発展、世界貿易の推進に寄与するために、国際電気標準規格(IEC規格)を制定し、その標準・規格に適合した製品の品質と安全性を保証する適合性評価制度を提供することであり、他の国際機関との密接な連携を図っていることを踏まえると、IECが法5条3号にいう「国際機関」に該当することに不自然な点はないものと考えている。

なお、国際標準化機関にはISO(国際標準化機構)も含まれるが、文書16に関わるIECについて説明する。

文書16は、IECにおいて日本の鉄道システムと異なる内容の国際規格が制定された場合に生じる、後述するさまざまな不利益を防止するため、国土交通省が(財)鉄道技術総合研究所(名称は当時のもの)に委託してまとめたものである。主にi)鉄道分野の国際規格案への日本としての戦略、国際会議での対処方針及びその経緯、ii)IECにおける国際規格審議資料から構成されている。

i)に関する文書16の記載内容と、公表した場合の影響について述べる。

欧州では欧州規格の国際標準化が積極的に進められており、鉄道分野の国際規格の大部分は、欧州規格(European Norm)等の海外の技術に基づく規格をベースとしてIECに提案されているところ

である。

WTO（世界貿易機構：World Trade Organization）の全ての加盟国に適用される協定の一つであるTBT協定の第2条2.4において、中央政府機関（Central Government Bodies）の強制規格（Technical Regulation）は、国際規格を基礎として強制規格を作成することを義務づけている。そのため、仮に日本の強制規格、すなわち技術基準と整合していない国際規格が発行されて、TBT協定により日本の技術基準を変更した場合、国内の鉄道事業者においては既存の設備と整合させることが困難となり、現状の安全水準を保てず、安全な運行に支障をきたす恐れがある等、事業運営に深刻な影響を及ぼしかねない。一方、国内の技術基準を変更しない場合には、WTO加盟諸国から「非関税障壁」として貿易紛争となる恐れがあり、いずれにしても大きな問題となる。

また、国内の鉄道機器メーカーにおいては我が国の優れた技術が国際規格から排除されると、日本の製品が国際規格不適合品と扱われ、海外市場における競争力を失う恐れがあり、鉄道産業に与える影響は計り知れない。

このような不利益を防ぐため、IECの国際規格審議に当たっては、日本の専門家の派遣及び意見や資料の提出を行うことで日本の鉄道システムに関する規格や技術を国際規格案に反映させる活動を行っているところである。本件対象文書は、こうした活動を的確に進める上で必要な、国際規格案への日本の中長期的な対処方針（戦略）の検討結果や、国際規格案の内容を詳細に分析するために、日本の主要な鉄道事業者・関係鉄道機器メーカー・学識経験者等による検討会を開催し、国際規格案が日本に与える影響の検討と、日本の鉄道の実情の把握を行い、国際規格案へ対処するための日本側意見の集約等について審議し、その経緯や検討結果についてまとめたものである。

検討会に参画する委員は、国内外の企業との競争関係がある中で、日本の鉄道技術を踏まえた国際規格案への対処を審議するため、日本の鉄道システムに関する技術情報や、自社製品が不利となると思われる情報（不具合事象等の情報等）についても発言している。これらは国際規格案の審議のために発言されたもので、公表を前提として発言されたものではない。

これを公表した場合には、鉄道システム・製品輸出に国内外の鉄道機器メーカー各社及び国家間での競争が激しく行われている中であり、日本の鉄道システムや各社の競争力を低下させる可能性があり、発言者の利益を著しく害するものと考えられる。そのため、今後委員が発言を控えることや委員の引き受け手がいなくなり、国際規格案の審議が成立し

なくなる恐れがある。

国際規格案の審議が行えないことは、国際規格への適切な対応によって日本の鉄道輸送の安全・安定を確保し、鉄道機器メーカーや鉄道事業者の海外展開を支援する、当省の鉄道行政の遂行に著しく支障をきたすおそれがあることから、当省では法5条6号柱書きに規定する「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」も不開示条項として適用し得るものであると考える。

次に、ii)に関する文書16の記載内容と、公表した場合の影響について述べる。

IEC規格案の審議はJISCから委嘱を受けた組織が国内審議団体を務めており、鉄道分野においては財団法人鉄道総合技術研究所が引き受けている。

異議申立人は著作権の不存在の可能性を述べているが、NP（新規業務項目提案）、CDV（投票用委員会原案）及びFDIS（最終国際規格案）等のIECの国際規格審議文書が含まれているところで、「ISO/IEC事務処理要領（国内審議団体等の手続き編）」の付属書2「JISCから提供するISO/IEC出版物の著作物に関する取扱いについて」に記載されるとおり、それらの文書は国際標準化あるいはJIS化を目的とした国内審議団体等に所属する委員の内部使用に限定されている。さらに、IECの審議文書のカバーシートにはIECでの利用に限定すると言及され、さらにコピーライトの表記もされている点からも明確であり、異議申立人の指摘は当たらない。

これらの国際規格審議文書は公開されておらず、本件対象文書を開示した場合には、非公表とする国際慣行に反することとなり、今後、IECとの関係上悪影響を及ぼすおそれは否定できない。そのため、法5条3号の「公にすることにより、国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがある情報」に該当する。

また、これらの国際規格審議文書を公にすると、上記の事務処理要領の規定に反することとなり、事務処理要領に記載があるように国際規格等の提供の停止を受けることや、IECやJISCから法的措置をとられる場合がありえる。

このような措置がとられた場合、不十分な情報を元に国際規格審議に参加しなければならない事態が生じるほか、国際規格の動向に関する情報が不十分なまま国内の技術基準や規格の策定しなければならなくなり、当省の鉄道行政への重大な支障を及ぼし国益を害するものといえる。したがって、当省としては法5条6号柱書きに規定する「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」も不開示条項として適用し得るものであると考える。

よってii)については法5条3号及び6号柱書きに該当するため、原処分を維持すべきと考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年12月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成28年1月18日 審議
- ④ 同年12月13日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 平成29年2月21日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年3月29日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、原処分において、別紙の2に掲げる本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、3号並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示としているところ、異議申立人は、本件対象文書の外にも本件請求文書に該当する文書が存在する可能性があり、また、不開示部分のうち一部の開示を求めるとして、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は補充理由説明書を提出して原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び異議申立人が開示すべきとする不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

なお、異議申立人は、上記第2の2(2)ウのとおり「会議・研修資料のうち、外部団体及び外部講師の説明資料」の部分の開示を求めている。当該部分は、「会議・研修 平成19年度」及び「会議・研修 平成20年度」という行政文書ファイルにつづられていることから、本件開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」欄に記載されたものであるが、諮問庁が改めて確認したところ、当該部分がつづられているのは各行政文書ファイルの200枚目より後であり、原処分で開示決定した文書17及び文書18（各行政文書ファイルにまとめられた文書の1枚目から200枚目まで）の中に当該部分は含まれていなかったとのことである。また、本件開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」欄に記載された「特定法人と他の法人との取引情報」についても、本件対象文書に含まれておらず、誤りであったとのことである。そうすると、「会議・研修資料のうち、外部団体及び外部講師の説明資料」及び「特定法人と他の法人との取引情報」は原処分の不開示部分ではないから、以下の検討対象から除外することとする。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書の特定の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、38の行政文書ファイルを指定した上で、各行政文書ファイルにまとめられた行政文書の1枚目から200枚目まで及び当該行政文書ファイルの表紙等の開示を求めるものであり、処分庁は、開示請求で指定された38の行政文書ファイルが保管されていることを確認し、各行政文書ファイルにまとめられた行政文書の1枚目から200枚目まで及び当該行政文書ファイルの表紙等を特定した。

イ 異議申立人は、本件開示決定通知書に7,453枚分の開示実施手数料が必要である旨記載していたのに、実際に開示実施した文書が1,982枚少ない5,471枚であったことなどからすると、本件対象文書以外に特定すべき文書が存在する可能性がある旨主張している。

ウ しかしながら、7,453枚から5,471枚に変更された経緯は上記第3の1(1)のとおりであり、担当者が枚数の計算を誤ったことによるものである。処分庁の説明によると、枚数の計算を3回誤ったことになり、事務的ミスを繰り返したのは遺憾であるが、本件対象文書は、開示実施した5,471枚以外に存在せず、また、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は存在しない。

エ 念のため処分庁に対して、文書特定の再確認及び処分庁の事務室内の書架、机及び倉庫の探索を指示したが、本件対象文書以外に新たな文書は発見されなかった。

(2) 本件開示決定通知書に7,453枚分の開示実施手数料が必要である旨記載したのは、枚数の計算を誤ったものであり、開示実施した5,471枚の本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとする上記諮問庁の説明を覆すに足る事情も認められない。

したがって、国土交通省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

### 3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

異議申立人は、本件対象文書の不開示部分のうち、①印影（以下「本件不開示部分1」という。）、②委員の諸謝金に係る情報（以下「本件不開示部分2」という。）、③鉄道システムに係る規格の国際標準化活動における検討経過、検討内容（以下「本件不開示部分3」という。）及び④鉄道システムの国際規格の審議団体から送付された資料（以下「本件不開示部分4」という。）、⑤監査資料（以下「本件不開示部分5」という。）並びに⑥その他の情報（以下「本件不開示部分6」という。）は、開示すべきであると主張している。

(1) 本件不開示部分1について

ア 異議申立人が開示を求める部分は、文書19ないし文書21、文書29及び文書31における請求書及び提出文書に押印された法人印及び代表者印の印影（本件不開示部分1）であることが認められる。

イ 本件不開示部分1は、提出された文書が真正なものであることを証するものであって、それにふさわしい認証的機能を有するものと認められるから、これらを公にすることにより偽造等に悪用され、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示部分1は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 本件不開示部分2について

ア 文書8、文書9、文書14ないし文書18、文書25、文書26及び文書35には、各委員会等における委員の謝金支給に係る支出計算証拠書類がつづられており、このうち、異議申立人が開示を求める部分は、諸謝金支給調書における「単価」、「支給総額」、「控除額（所得税）」及び「現金支給額（合計額を含む。）」の各欄（本件不開示部分2）であることが認められる。

イ 諮問庁は、本件不開示部分2を不開示とした理由について、理由説明書（上記第3の1（3））において、以下のとおり説明する。

処分庁では、各委員会等の謝金総額を原則公開しているが、委員個人の謝金単価及び謝金額については、他の情報と照合することにより、委員に対して支払われた額が明らかになるため、不開示としている。つまり、謝金額は個人に関する情報であって、個人の収入を示すものであることから、法5条1号本文後段に規定する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報」に該当し、かつ、これらは同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、当該情報が記録されている部分を不開示としているところである。

ウ 以下、検討する。

諸謝金支給調書は、委員の氏名、債主コード、委員の住所、単価、時間、支給総額、控除額（所得税）、現金支給額、振込店名、口座番号等の情報が表形式で整理されており、各行ごとに委員に係るこれら諸情報が整理されているので、各行ごとに各委員に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。

また、個々の委員に支払う謝金額は公表していないから、本件不開示部分2は法5条1号ただし書イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当

せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められないことから、同号の不開示情報に該当する。

さらに、当該部分については、氏名が原処分において既に開示されているから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、本件不開示部分2は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 本件不開示部分3及び本件不開示部分4について

ア 文書16は、平成17年度の国際規格調査検討会の資料がつづられており、このうち、特定法人Zが国土交通省の委託を受け、平成18年3月に作成した「鉄道システムに関する国際規格に反映される海外での国際標準化活動等に関する調査報告書」（以下「調査報告書」という。）の中の国際規格案の検討経過、検討内容が記載されている部分（本件不開示部分3）及び国際規格の審議団体である国際電気標準会議（以下「IEC」という。）から送付された審議資料が記載されている部分（本件不開示部分4）が不開示とされていることが認められる。

イ 原処分では、本件不開示部分3及び本件不開示部分4を法5条3号に該当するとして不開示としたが、諮問庁は、補充理由説明書（上記第3の2（2））において、不開示理由として同条6号柱書きを追加し、以下のとおり説明する。

(ア) 調査報告書について

IECにおいて日本の鉄道システムと異なる内容の国際規格が制定された場合、国内の鉄道事業者は既存の設備との整合が困難となり、安全な運行に支障を来すおそれがあるほか、国内の鉄道機器メーカーは海外市場における競争力を失い、鉄道産業に計り知れない影響を及ぼしかねない。調査報告書は、このような不利益を防止するため、鉄道行政を所管する国土交通省が特定法人Zに委託して、IECで審議している国際規格案に日本の規格や技術を反映させる活動を調査して取りまとめたものである。

(イ) 本件不開示部分3

- a 本件不開示部分3には、上記活動を的確に進めるため、日本の主要な鉄道事業者、関係鉄道機器メーカー、学識経験者等による検討会を開催し、国際規格案が日本に与える影響の検討と、日本の鉄道の実情の把握を行い、国際規格案へ対処するための日本側意見の集約等について審議した経緯や検討結果が記載されている。
- b 検討会に参画する委員は、国際規格案への対処方針を審議する中で、日本の鉄道システムに関する技術情報や、自社製品が不利となると思われる情報（不具合事象等の情報等）についても発言

しているところ、これらの審議内容が記載された本件不開示部分 3 を公にすると、発言した委員の利益を著しく害するものと考えられる。そのため、今後委員が発言を控えることや委員の引受手がいなくなり、国際規格案の審議ができなくおそれがあり、国際規格案への適切な対応ができなくなって国土交通省の行う鉄道行政の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当する。

(ウ) 本件不開示部分 4

- a 本件不開示部分 4 には、I E C から送付された国際規格審議資料が記載されている。この資料の利用は、国際標準化あるいは J I S 化を目的とした国内審議団体等に所属する委員の内部使用に限定されている。
- b 本件不開示部分 4 は公開されておらず、これを公にすると、今後、I E C との関係に悪影響を及ぼし、国際規格等の提供の停止等の措置を採られるおそれがある。その場合、国際規格の動向に関する情報が不十分なまま国内の技術基準や規格を策定しなければならなくなり、国土交通省の鉄道行政の遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当する。

ウ 以下、検討する。

本件不開示部分 3 及び本件不開示部分 4 には、国際規格案への対処方針を審議する検討会の審議内容や I E C から送付された国際規格審議資料が記載されており、これらを公にすると、国際規格案への適切な対応ができなくなって、鉄道行政の遂行に支障を及ぼすきたすおそれがあるとする上記諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、本件不開示部分 3 及び本件不開示部分 4 は、法 5 条 6 号柱書きに該当し、同条 3 号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(4) 本件不開示部分 5 について

- ア 文書 1 7 につづられている平成 1 9 年度地方運輸局技術課長・安全指導課長会議資料のうち、「保安監査と安全マネジメント評価について」と題する文書の「地方運輸局が実施する安全マネジメント評価と保安監査の連携について」に係る記述が立入検査（監査）に係る情報として不開示とされ、また、文書 1 8 につづられている平成 2 0 年度の同会議資料のうち、「平成 2 0 年度地方運輸局技術課長・安全指導課長会議の提出議題について」と題する文書の「考えられる対策等」の記述の一部（併せて本件不開示部分 1 1）が同様に不開示とされていることが認められる。

- イ 諮問庁は、本件不開示部分 5 を不開示とした理由について、理由説

明書（上記第3の1（3）エ）において、以下のとおり説明する。

本件不開示部分5は、職務上必要な関係者以外には知られていない非公表の情報であり、これを公にすることにより、立入検査（監査）の手法が鉄道事業者に知られることになり、国が鉄道事業者に対して立入検査（監査）を行う際、正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、法5条6号イに該当する。

ウ 本件不開示部分5には、立入検査（監査）の手法、留意点が記載されており、これを公にすると、立入検査（監査）を行う際、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとする上記諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、本件不開示部分5は、法5条6号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

（5）本件不開示部分6について

異議申立人は、上記（1）ないし（4）のほか、「開示されるべき情報」は開示すべきである旨主張するところ、原処分で不開示とされた部分のうち、上記（1）ないし（4）以外の部分は、以下のとおりである。

ア 委員個人の連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス）、印影、住所、債主コード、金融機関に係る情報（金融機関名、支店名、口座名義、口座種別及び口座番号）

当該部分については、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当せず、また、委員の氏名が開示されているから、法6条2項による部分開示の余地はないことから、不開示としたことは妥当である。

イ 委員が所属する法人の連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス）、法人担当者の連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス）、法人が利用する金融機関に係る情報（金融機関名、支店名、口座名義、口座種別及び口座番号）

当該部分については、業務上必要な関係者以外には知られていない非公表の情報であり、これを公にすると、本来の目的以外に使用されるなどして法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 法人担当者の氏名、経歴等

文書19等につづられた随意契約理由書等の法人担当者の氏名が公表されていない情報として不開示とされているところ、これらは法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当せず、また、氏名は個人識別情報であることから、法6

条2項による部分開示の余地はなく，不開示としたことは妥当である。

さらに，文書19等につづられた企画提案書等の法人担当者の経歴等が記載された部分が不開示とされているところ，当該部分は，それぞれの氏名と一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものであり，同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。また，これら法人担当者のうち氏名が開示されている者については，法6条2項による部分開示の余地はなく，氏名が不開示とされている者についても，当該部分を公にすると，知人等関係者であれば個人の特定が可能となり，その場合，個人の機微な情報を知られる結果となることから，個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず，同項による部分開示はできない。したがって，当該部分は，同号に該当し，不開示としたことは妥当である。

#### エ 国土交通省職員の連絡先（電話番号，メールアドレス）

文書8等につづられた起案文書等に記載された国土交通省職員の連絡先（電話番号，メールアドレス）が不開示とされている。当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，諮問庁は，当該部分は，職務上必要な関係者以外には知らせていない非公表の情報である旨説明する。そうすると，当該部分を公にすることにより不特定多数の者が知ることとなった場合，本来の目的以外に使用され，担当部局における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので，法5条6号柱書きに該当し，不開示としたことは妥当である。

#### 4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求文書の開示請求に対し，本件対象文書を特定し，その一部を法5条1号，2号イ，3号並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については，国土交通省において，本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので，本件対象文書を特定したことは妥当であり，異議申立人が開示すべきとする部分は同条1号，2号イ並びに6号柱書き及びイに該当すると認められるので，同条3号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当であると判断した。

#### （第5部会）

委員 南野 聡，委員 椿 慎美，委員 山田 洋

## 別紙

### 1 本件請求文書

下記Aの行政文書ファイルについて、保有しているなら「下記Aの行政文書ファイルのうち、下記Cの①ないし③の文書」、保有していないなら「下記Bの行政文書ファイルのうち、下記Cの①と④と⑤の文書」。

#### 【下記A①ないし⑧について】

なお、本件請求に先立ち、平成25年10月21日付けの「行政文書開示請求に必要な情報の教示を求める文書」にて、文書の存否を含め開示請求に必要な情報の教示を求めたが、省は教示をしなかった。これにより「文書の特定」を十分に行えないまま開示請求することとなったが、その責は当然に、開示請求人ではなく省が負うべきである。

#### 【下記A⑨ないし⑬について】

なお、本件請求は、「『平成23年7月20日付けで行った開示請求（以下「広情第191号請求」という。）の一部について2年以上も開示決定していない』、『請求2で追納したものである可能性のある収入印紙9900円分を何ら説明なく当方へ郵送する』、『開示請求に係る事前教示を拒否する』という省による不可解な行為」に対して、念のため行うものである。

本件請求と広情第191号請求の請求文書に重複するものがあるが、本件請求は別途開示請求手数料を納付して行うものであり、独立した開示請求として扱うことを求める。

#### A

##### 【鉄道局技術企画課】

- ① 「調査報告書 平成19年度（土木基準）」
- ② 「調査報告書 平成20年度（土木基準）」
- ③ 「委託関係報告書（電気関係） 平成19年度（電気基準）」
- ④ 「委託関係報告書（電気関係） 平成20年度（電気基準）」
- ⑤ 「運転基準調査報告書 平成19年度（運転基準）」
- ⑥ 「運転基準調査報告書 平成20年度（運転基準）」
- ⑦ 「鉄道技術開発課題評価委員会記録 平成19年度」
- ⑧ 「鉄道技術開発課題評価委員会記録 平成20年度」

##### 【鉄道局安全監理官】

- ⑨ 「報告書 平成19年3月（教育システム）」
- ⑩ 「報告書 平成19年3月（適性検査）」
- ⑪ 「報告書 平成20年3月（教育システム）」
- ⑫ 「報告書 平成20年3月（適性検査）」
- ⑬ 「報告書 平成21年3月」

##### 【鉄道局技術企画課】

- ⑭ 「鉄道技術開発課題評価委員会 平成17年度」

⑮ 「鉄道技術開発課題評価委員会 平成18年度」

⑯ 「国際規格調査検討会 平成17年度」

⑰ 「会議・研修 平成19年度」

⑱ 「会議・研修 平成20年度」

【鉄道局安全監理官】

⑲ 「調査・研究 平成18年度（動力車の操縦に関して必要な身体機能に係る基準等の調査検討）」

⑳ 「調査・研究 平成19年度（動力車の操縦に関して必要な身体機能に係る基準等の調査検討）」

「調査・研究 平成20年度（動力車の操縦に関して必要な身体機能に係る基準等の調査検討）」

「報告書 平成19年3月」

「報告書 平成20年3月」

「報告書 平成21年3月」

「調査・研究 平成19年度（安全・安定輸送WG関係）」

「調査・研究 平成20年度（安全・安定輸送WG関係）」

「報告書（鉄道部会）」

「報告書（小委員会）」

「調査・研究 平成20年度（インシデント情報等の効果的活用に関する調査検討，内部監査の指針に関する調査検討）」

「報告書」「インシデント情報」に関するものであって，平成24年1月12日に省が開示請求人へ電子メールにて送付したエクセルファイルの59行目，「件数30」に該当するもの。

「調査・研究 平成20年度（インシデント情報等の効果的活用に関する調査検討，内部監査の指針に関する調査検討）」

「報告書」「内部監査」に関するものであって，平成24年1月12日に省が開示請求人へ電子メールにて送付したエクセルファイルの61行目，「件数31」に該当するもの。

「調査・研究 平成20年度（鉄道輸送トラブルによる影響に関する調査）」

「報告書」平成24年1月12日に省が開示請求人へ電子メールにて送付したエクセルファイルの63行目，「件数32」に該当するもの。

「調査・研究 平成20年度（索道事故調査関係）」

「調査・研究 平成18年度（鉄道利用者に対する情報提供の深度化に関する調査）」

「報告書」平成24年1月12日に省が開示請求人へ電子メールにて送付したエクセルファイルの66行目，「件数34」に該当するもの。

【鉄道局施設課】

## 「強風対策協議会」

B 「上記Aのファイルの廃棄を記録した文書」を収めているファイル

C

- ① 省による記載部分のあるファイルの表紙・背表紙等のうち、1枚目から5枚目まで。
- ② ファイルから「まとめられた行政文書」を除いたあとの文書（当該ファイルに係る目録や、当該ファイルに係り作成した文書等）のうち、1枚目から10枚目まで。
- ③ ファイルにまとめられた文書の1枚目から200枚目まで。
- ④ 「担当課等部分（ファイルにまとめられた文書のうち、上記Aのファイルの管理を担当していた課等の部分の文書）」の文書のうち、1枚目から200枚目まで。
- ⑤ 「ファイルにまとめられた文書から担当課等部分文書を除いた残りの文書」のうち、1枚目からn枚目まで。nは「200から担当課等部分文書の文書枚数を差引いた数」。

## 2 本件対象文書

以下の行政文書ファイルにまとめられた行政文書の1枚目から200枚目まで及び当該行政文書ファイルの表紙等

- 文書1 「調査報告書 平成19年度（土木基準）」
- 文書2 「調査報告書 平成20年度（土木基準）」
- 文書3 「委託関係報告書（電気関係） 平成19年度（電気基準）」
- 文書4 「委託関係報告書（電気関係） 平成20年度（電気基準）」
- 文書5 「運転基準調査報告書 平成19年度（運転基準）」
- 文書6 「運転基準調査報告書 平成20年度（運転基準）」
- 文書7 「鉄道技術開発課題評価委員会記録 平成19年度」
- 文書8 「鉄道技術開発課題評価委員会記録 平成20年度」
- 文書9 「報告書 平成19年3月（教育システム）」
- 文書10 「報告書 平成19年3月（適性検査）」
- 文書11 「報告書 平成20年3月（教育システム）」
- 文書12 「報告書 平成20年3月（適性検査）」
- 文書13 「報告書 平成21年3月」
- 文書14 「鉄道技術開発課題評価委員会 平成17年度」
- 文書15 「鉄道技術開発課題評価委員会 平成18年度」
- 文書16 「国際規格調査検討会 平成17年度」
- 文書17 「会議・研修 平成19年度」
- 文書18 「会議・研修 平成20年度」

- 文書 1 9 「調査・研究 平成 1 8 年度（動力車の操縦に関して必要な身体機能に係る基準等の調査検討）」
- 文書 2 0 「調査・研究 平成 1 9 年度（動力車の操縦に関して必要な身体機能に係る基準等の調査検討）」
- 文書 2 1 「調査・研究 平成 2 0 年度（動力車の操縦に関して必要な身体機能に係る基準等の調査検討）」
- 文書 2 2 「報告書 平成 1 9 年 3 月」
- 文書 2 3 「報告書 平成 2 0 年 3 月」
- 文書 2 4 「報告書 平成 2 1 年 3 月」
- 文書 2 5 「調査・研究 平成 1 9 年度（安全・安定輸送WG関係）」
- 文書 2 6 「調査・研究 平成 2 0 年度（安全・安定輸送WG関係）」
- 文書 2 7 「報告書（鉄道部会）」
- 文書 2 8 「報告書（小委員会）」
- 文書 2 9 「調査・研究 平成 2 0 年度（インシデント情報等の効果的活用に関する調査検討，内部監査の指針に関する調査検討）」
- 文書 3 0 「報告書」（「インシデント情報」に関するものであって，平成 2 4 年 1 月 1 2 日に省が開示請求人へ電子メールにて送付したエクセルファイルの 5 9 行目，「件数 3 0」に該当するもの。）
- 文書 3 1 「調査・研究 平成 2 0 年度」（インシデント情報等の効果的活用に関する調査検討，内部監査の指針に関する調査検討）  
（再掲）
- 文書 3 2 「報告書」（「内部監査」に関するものであって，平成 2 4 年 1 月 1 2 日に省が開示請求人へ電子メールにて送付したエクセルファイルの 6 1 行目，「件数 3 1」に該当するもの。）
- 文書 3 3 「調査・研究 平成 2 0 年度（鉄道輸送トラブルによる影響に関する調査）」
- 文書 3 4 「報告書」（平成 2 4 年 1 月 1 2 日に省が開示請求人へ電子メールにて送付したエクセルファイルの 6 3 行目，「件数 3 2」に該当するもの。）
- 文書 3 5 「調査・研究 平成 2 0 年度（索道事故調査関係）」
- 文書 3 6 「調査・研究 平成 1 8 年度（鉄道利用者に対する情報提供の深度化に関する調査）」
- 文書 3 7 「報告書」（平成 2 4 年 1 月 1 2 日に省が開示請求人へ電子メールにて送付したエクセルファイルの 6 6 行目，「件数 3 4」に該当するもの。）
- 文書 3 8 「強風対策協議会」